

平成28年9月16日

保護者の皆様

港区立高松中学校
校長 釵持 利行
生活指導部

冬服の衣替えについて

秋涼の候、保護者の皆様にはお元気でお過ごしのこととお慶び申し上げます。
さて、本校では、例年10月1日を衣替えの日とし、標準服が夏服から冬服に替わります。
なお、10月1日を境に前後の一定期間を移行期間とし、天候や気温の関係で、夏服・冬服兼用の期間を設けています。
生徒手帳に記載されている事項をふまえて、ご家庭で冬服のご用意をお願いします。
また、端正な身だしなみのポイントを記載しましたので、ご家庭でも注意して頂き、ご協力をお願いします。

記

- ・ 冬服への衣替え **10月17日（月）登校時から**
- ・ 移行期間 **9月26日（月）～10月15日（土）**
- ・ 端正な身だしなみのポイント
 - (1) 10月17日（月）からは、上着（紺のブレザーに本校指定のエンブレム・金のボタンを付けたもの）を必ず着用すること。
※移行期間中はセーターの着用は不可。（セーターは防寒用のため）
 - (2) 男子は、ネクタイをきちんと必ず付けること。
※だらしなくならないように。ワイシャツは第1ボタンまでとめる。
 - (3) 男子は、ズボンをずりさげたり、引きずったりしてはかない。
※折り目をつけてさっぱりと。
 - (4) 女子は、リボンをきちんと必ず付けること。
※ルーズにならないように。ブラウスは第1ボタンまでとめる。
 - (5) 女子は、スカート丈を上げたり、ウエスト部を折ってはかない。
※防犯上からも短すぎない丈に。
 - (6) 防寒着は、Pコート、ダッフルコート。無地で黒、紺色、灰色。
(手袋、マフラーは着用可ですが、教室では必ず防寒着も含めきちんと脱ぐこと)
※セーター、ベストは、学校指定のもののみ。ジャージを防寒着として着用しない。
※儀式的行事の時はセーター等は着用しません。
 - (7) 身長が伸びる時期なので、冬服のスカート、ズボンの丈を調節しておいてください。